

第 3 章 湾岸協力会議（GCC）諸国の自由貿易協定の交渉の現状

畑中美樹

第 1 節 指摘された中東諸国での諸改革の導入の必要性

米国のポトマック・アソシエイツは、欧州連合（以下、EU とする）の委託を受けて湾岸協力会議（以下、GCC と略す）諸国が GCC として関税同盟を締結した場合及び GCC 諸国が GCC として EU と自由貿易協定を結んだ際の GCC 各国経済への影響を調査した。その報告書である「GCC 関税同盟と GCC・EU 自由貿易協定の GCC 諸国への影響～欧州政策研究センターへの調査報告書」では、まず GCC をはじめとする中東諸国の経済の現状について次のように指摘し、内向きで公的部門中心の各国の経済を転換させる必要があるため民間部門の活動の活発化を目指した改革を導入するよう勧告している。

世界のエマージング諸国に比べて、GCC を含む中東諸国の過去 20 年の経済実績は芳しくないが、中東地域を経済的に発展させることが安定化と平和の達成には必要との認識が国際社会では高まりつつある。

中東諸国の経済実績が芳しくない理由は数多くあるが、その一つは各国の経済が基本的に内向きである点に求められる。

中東諸国の経済は相対的に過保護状態にあり、しかも過度の政府の関与（計画、規制）が常態化している。

こうした状況を変えるには、単に過保護を是正するだけでなく、民間の経済活動を活性化させるための諸改革の導入が必要である。

GCC 諸国の経済はその他中東諸国の経済よりは開放的ではあるが、それでも各国の一人当たり国民所得の伸びは決して高くない。むしろ、例えば 1990 年代のサウジアラビアはマイナスの伸び率でさえある。

GCC 諸国への海外からの投資もその他中東諸国向けよりは大きいものの、大半が石油部門向けであり、経済の多角化や拡大、或いは大規模な雇用の創出には貢献していない。

将来の貿易の自由化がもたらすメリットを認識した GCC 諸国は 2003 年 1 月に GCC 諸国間に関税同盟を導入し、EU との自由貿易協定 (FTA) 交渉を加速化させる意向を表明している。

第 2 節 依然低い中東諸国の経済自由度の評価

1. ヘリテージ財団による中東諸国の評価

実際、ヘリテージ財団がウォール・ストリート・ジャーナル紙と共同で毎年行っている世界各国「経済自由度」順位の 2005 年版を見ても、中東諸国の評価は芳しいものではない。ちなみに、第 11 回目を迎えた 2005 年版の「2005 年経済評価指数」は世界の 161 ヶ国を対象国としているが、世界の中で最も経済自由度が高いと評価された 10 ヶ国は、(1)香港、(2)シンガポール、(3)ルクセンブルグ、(4)エストニア、(5)アイルランド、(6)ニュージーランド、(7)英国、(8)デンマーク、(9)アイスランド、(10)豪州であり、中東諸国は入っていない。他方、最も自由度の低いワースト 10 に名を連ねたのは、ベネズエラ、ウズベキスタン、イラン、キューバ、ラオス、トルクメニスタン、ジンバブエ、リビア、ミャンマー、北朝鮮の 10 ヶ国で、中東の 2 ヶ国が含まれている。

今回の調査では中東地域については 19 ヶ国が対象とされたが、このうちイラクとスーダンについては情報不足からか評点がなされなかった。また中東全般の評価は 2004 年には経済自由度が低下したというものであった。ちなみに、中東諸国について経済自由度が高いと評価された順番に挙げれば、(1)バハレーン、(2)イスラエル、(3)UAE、(4)クウェイト、(5)ヨルダン、(6)オマーン、(7)サウジアラビア、(8)レバノン、(9)カタール、(10)チュニジア、(11)モロッコ、(12)エジプト、(13)アルジェリア、(14)イエメン、(15)シリア、(16)イラン、(17)リビア、の順番である。なお、中東 1 位のバハレーンは世界 20 位、中東 2 位の UAE は世界 48 位、中東 3 位のクウェイトは世界 54 位であった。各国の経済自由度の評価に際して対象とされた項目は、貿易政策、政府財政負担、政府経済介入度、金融政策、資金流入・外国直接投資(流入)、銀

行・金融部門、賃金・物価、所有権、規則、闇市場である。

2. GCC の盟主サウジアラビアの評価

2004 年末の名目国内総生産（GDP）が約 2400 億ドルと GCC 諸国の中で最も経済規模の大きいサウジアラビアの評価は総合点：2.99、世界第 72 位で内容は次のようなものであった。

サウジ政府は経済多角化と民間部門の強化を図っており、アブドゥラー皇太子は外国からの投資の促進と公的企業の民営化を含む経済改革を慎重に進めようとしている。しかし、例えば民営化は、国家による独占が崩れることに反対なサウジアラムコや一部の上級王子達の抵抗もあって、主要産業の外国投資家への開放は遅れている。ただし、2004 年は政府の財政負担の評点が 0.6 ポイント改善したこともあって、総合点は 0.06 ポイント向上し総合的には「ほぼ自由な経済」の範疇へと上昇している。

< 過去 10 年の総合点の推移 >

| 暦年 | 96 | 97 | 98 | 99 | 00 | 01 | 02 | 03 | 04 | 05 |
|-----|------|------|------|------|------|------|------|------|------|------|
| 総合点 | 2.95 | 2.95 | 2.89 | 3.11 | 3.15 | 3.35 | 3.16 | 3.09 | 3.05 | 2.99 |

総合点は 1996 年から 98 年にかけては 3 ポイント未満であったが、その後原油価格の低迷や公的債務の増加もあって悪化した。しかし、総合点は原油価格が改善した 2003 年以降再び良化に転じ、2005 年は 7 年ぶりに 3 ポイント未満となっている。

< 項目別評点 >

| 項 目 | 評 点 |
|-----------|-----|
| 貿 易 政 策 | 4.0 |
| 財 政 負 担 | 1.4 |
| 政 府 介 入 | 4.5 |
| 金 融 政 策 | 1.0 |
| 外国投資（流入） | 4.0 |
| 銀 行 ・ 金 融 | 4.0 |
| 賃 金 ・ 物 価 | 2.0 |
| 所 有 権 | 3.0 |
| 規 則 類 | 3.0 |
| 闇 市 場 | 3.0 |

「貿易政策」では、政府調達が依然非関税障壁として残っている。「財政負担」では、上述のように 2004 年に 0.6 ポイント改善した。「政府介入」では、GDP の 4 分の 1 強が政府消費であり、歳入の 77.8% が国営石油企業からのものである。

「金融政策」では、1994 年から 2003 年のインフレ率は 0.29% と極めて低い。「外国投資（の流入）」では、開放政策にも関わらず多くの障壁が残されている。投資環境では、正確なデータの不足、強制的なサウジ人化、政府契約の支払いの遅延、制限的ビザ発給政策、大半のビジネスでの男女強制分離、外国企業・労働者の租税率 30% 対サウジ人無税の不公平性等が指摘できる。他方、支払いや移転での制限はない。上場サウジ企業への株式投資はサウジ人のみであり、非居住者による株式・債券・その他金融債の発行には許可が必要である。

「銀行・金融」では、SAMA が依然厳格な銀行制度（サウジ銀行 10 行、

GCC 銀行 3 行) の管理を行っている。サウジ銀行のうち 100% サウジ資本は 3 行のみである。サウジ工業開発基金 (SIDF) のような公的金融機関もある。

「賃金・物価」では、減額されてきたものの補助金が残されており、多くの基礎食料品は卸売り段階で補助金がつけられている。法的最低賃金はない。

「所有権」では、米務省によれば、司法が独立していないため契約の安全性が脅かされる事例がある。多くのビジネスマンが商業訴訟に時間がかかることを嘆いている。またサウジ裁判所は自国民、特に王家や有力者には身びいきとも言われている。

「規則類」では、不透明性と官僚主義が障害とされている。また法律の適用も一貫性を欠いている。手数料・委託料とされる賄賂が事業遂行上の障害と嘆く企業もある。但し、アブドゥラー皇太子はその是正に努めている。「闇市場」では、国際透明性 2003 ではサウジアラビアのスコアを 4.5 としているので、ここでは 3.0 とした。

3. 自国民の雇用確保策に取り組むバハレーン

中東諸国のなかでは経済自由度が最も高いとの評価を受けたバハレーンでは、GCC 共通の若年層の雇用の確保に真剣に乗り出している。バハレーンでは過去 30 年に亘り政府が自国民の多くを公的部門に雇用してきた。しかし、次のような理由からバハレーン政府が自国民の雇用安全網の役割を果たすことは出来なくなっている。第 1 は、公的部門では自国民化が既に 90% 超に達しているため、今後外国人をバハレーン国民に置換するにも限界があることである。第 2 は、公的部門の雇用者数があまり増える見込みのないことである。公的部門の雇用者数は 2002 年で 3 万 6000 人だが、1992 年以降の年増加率は 2% 強に留まっている。しかも、バハレーン国民の労働力の約 50% が既に公的部門で吸収されている。

IMF も最近の報告書の中で、GCC 諸国が自国民労働者を公的部門に吸収したくとも、人件費が巨額に達したこともあって最早限界に達していると結論づけている。今後バハレーン政府が自国民の新卒者を公的部門で雇用しよう

とすれば、政府支出の相当部分を公務員等の人件費に充当せねばならなくなり、クラウドディング・アウト現象が引き起こされ、保健・教育・公共事業向けの資金が不十分となることが予想される。

そうであるならば、今後バハレーン国民は民間部門で働かねばならなくなるが、民間部門は彼らを吸収しうるのであろうか。ちなみに、バハレーンでは 2003 年から 2013 年の 10 年間では、新たに 9 万 6000 人から 10 万人が雇用先を求めることになるかと推測されている。内訳は、新卒者が 5 万人、女性の参入が 3 万人、現在の失業者が 1 万 6000 人から 2 万人である。1990 年から 2002 年までの実績で見ると民間部門は 8 万 4000 人を雇用している。しかし、その三分の二は外国人によって占められており、また民間新規雇用者の 80% 超が月収 200BD (約 55 ドル) 以下の低賃金を余儀なくされている。

現在のバハレーンの失業者数、失業率はそれぞれ 1 万 6000 人から 2 万人、13% から 16% だが、このまま何も策を講じない場合、2013 年ではそれぞれ 7 万人、35% に上昇すると予測されている。また、現在でもバハレーン国民の労働者の約 3 分の 1 は各自が持つ技量・技能以下の職を得ているに過ぎないが、この比率もこのままでは 2013 年には 70% にまで上昇すると見られている。こうしたこともあって経済は成長しているにも関わらずバハレーン国民の月収は年々減少傾向にあり、1990 年の 420BD が 2002 年には 352BD まで低下しており、2013 年にはさらに 315BD まで下がると予測されている。

政府が雇用を保証してきてくれたことからバハレーン国民は政府依存のメンタリティーから抜け切れていない。一方、民間部門は低賃金の外国人労働者に依存する構造となっている。民間部門にとってはバハレーン国民を雇用するよりは、こうした外国人労働者に依存する方が収益を確保しやすいのは事実である。だが、他方でこうしたやり方はバハレーンの民間部門の低生産性にもつながっている。例えば、マッケンジー社の調査では、居住用建設部門の労働生産性を見ると、米国を 100 とした場合バハレーンは 25 と僅か 4 分の 1 の水準に過ぎないし、近隣のドバイ (= 35) との比較でも 3 割ほど劣っている。

2004年9月下旬、バハレーンの首都マナマで開かれた労働市場に関するワークショップでは、上述したような課題に対して以下のような対応策が提言された。第1は、民間部門主導型への経済の転換である。第2は、バハレーン国民に技量・技能を身につけさせるためのメカニズムの導入である。そして、これらを達成するためとして総合的且つ統合的な諸政策の同時実施の必要性が訴えられ、具体的な政策として、(1)経済改革、(2)労働市場改革、(3)教育・職業訓練改革の3本柱が上げられた。

紙幅の都合で詳細には触れられないが、労働市場改革では、「外国人とバハレーン国民の賃金格差の解消（バハレーン国民の給与の引き下げと外国人給与の引き上げ）」「厳格な労働市場法の緩和」（外国人労働者の転職の可能化、現行のバハレーン人化の緩和）、「労働基金の創設」（資金は外国人労働者の雇い主から徴収～資産では年間2億BD（約5億5000万ドルに達する））等が検討されている。

GCC諸国は何れも人口の急増の中での若年層比率や失業率の上昇という共通課題を抱えている。豊かなGCC諸国の中では一人当たり国民所得の最も低いバハレーンでの新たな労働政策の導入の試みが、今後どのように進むのか、単にバハレーンの今後を占うのみならずGCC諸国の将来を考える上でも注視していく必要がある。

第3節 GCC諸国と国別自由貿易協定の締結を目指す米国

1. UAE、オマーンとの交渉を開始したブッシュ政権

ロバート・ゼーリック米通商代表部代表は2004年11月15日、議会の主要議員に書簡を送り、ブッシュ政権が2005年初にもUAE、オマーンとFTA交渉を開始することを説明した。まずゼーリック代表は同書簡で「UAEとオマーンとのFTA締結が、中東及び湾岸の経済改革、経済開放を進めるというブッシュ大統領のイニシアチブを促進することになる」と述べ、その有用性を強調している。

次いで同書簡は「UAEとオマーンとのFTAは、イスラエル、ヨルダン、モロッコと締結済みのFAT及びバハレーンとつい最近合意に達したFTAを基本とする」「2カ国とのFTAの締結は、GCC諸国に貿易と投資を促進するための基準作りを促進することにもつながる」と語り、単に2カ国のみならずGCC全体に対しての効果が期待できると説明している。さらに同書簡は「中東諸国とのFTAの締結は、中東諸国の開発を進め、社会を開放し、国民に生活改善の機会を与えるために中東諸国との貿易を拡大すべきとした9.11委員会の報告書の勧告にも合致する」これらFTAは、貿易障壁の削減につながり、米国の企業、農家等に輸出機会を与え雇用を創出する等々」と続け、米国経済にとって大きな恩恵をもたらすことを訴えている。

こうした米国の動きを、例えばUAEは、10月中旬にゼーリック米通商代表部代表が来訪しFTA締結についてUAE財政工業省と意見交換していたことも多いに歓迎している。同省の高官は「先月にはワシントンでも協議が行われ、FTA交渉への障害は取り除かれていた」「ブッシュ政権がわが国とのFTA締結に熱心なので、近々交渉が開始されよう」と語り、既に二国間で相当程度、事前の協議が進んでいることを明らかにしている。

尚、米国とUAE、オマーンとの貿易額は56億ドルで米国側の20億ドルの出超となっている。ちなみに、UAEは米国にとって、中東ではイスラエル、サウジアラビアに次ぐ第3位の貿易相手国である。米国はこれまで中東諸国ではイスラエル、ヨルダン、モロッコの3カ国とFTAを締結しているほか、バハレーンとも合意に達しており議会承認を待つのみとなっている。中東以外の諸国では、カナダ、メキシコ、チリ、シンガポール、オーストラリアの5カ国とFTAを締結している。このほかブッシュ政権は中米FTAの交渉を6カ国と交渉しているが、米国企業等へのマイナス影響を懸念する議会の反対から実現していない。

2. バハレーン・米国のFTA調印を問題化するその他GCC諸国

バハレーンが2004年9月に単独で米国とのFTAに合意したことがGCC諸

国内で反発を生んでいる。特に、サウジアラビアは声高に異論を訴えており、2004年12月5日には個別の経済・治安協定を外国勢力と合意し GGG に連帯を弱めたとしてバハレーンを非難している。いづれにせよ、このバハレーン・米国の FTA 合意問題は本年の GCC サミットの大きな議題のひとつとなることとなった。

ところで、米国が次に FTA を締結したいと考えている UAE から、当初の反応とは異なり米国の押し付けがましい交渉姿勢への反発の声が生まれている。例えば、フマド・フマイド・アル・タイヤール・元 UAE 通信相は「GCC 諸国が単独で米国と FTA を結んでも利益はないので米国の圧力に抵抗すべきである」「この問題への理想の対応方法は、集団的な利益を得られるように GCC 全体として交渉することである」と語り、各国別の交渉に疑問を投げかけている。実は UAE も米国と FTA 交渉を行ってきており、今回は一応 2005 年初にも予定されているのだが、交渉は米国の理不尽な要求もあって実質的には停止状態にある。

米国は UAE に対して FTA 締結前に以下を整備するよう求めている。(1) 労働組合の創設、(2) 国際法に合致した労働法への改正、(3) 代理店法の見直し、(4) 投資法の見直し、(5) スポンサー制度の見直し、(6) UAE 中央銀行法の改正、(7) 所有における米国民と UAE 国民の取り扱いの平等化、(8) 米国銀行・金融機関の UAE への自由参入、である。ちなみに、タイヤール・元 UAE 通信相は、これらの容認は UAE 経済及び UAE の国益への脅威であるので慎重に検討する必要があるとともに、貿易の自由化や市場の開放は民間企業に大きな影響を与えるので彼らの代表を交渉に参加させなければならないと考えている。

3 . FTA 交渉でオマーン、UAE に労働法の改正を要求した米国

2004 年 9 月に調印したバハレーンとの自由貿易協定 (FTA) がサウジアラビアの強い反発を招いているが、米国はオマーン、アラブ首長国連邦 (UAE) とも同様の FTA を結ぶべく圧力を高めている。

米国のキャシー・ノヴェリ通商代表部代表補は 2005 年 1 月 14 日、「我が国はオマーン、UAE の両国に対して、FTA の締結には国際労働機構(ILO)に合致した労働法が必要であることを明確化している」両国は我々に労働法を改正すると言明しているし、我々も彼らとこの問題で協議を続ける意向なので ILO に合致した労働法になると考えている」と述べ、米国内で上がる懸念の声を否定している。ILO の取り決めの中でも、労働者の太宗が外国人というこれら 2 カ国についてとりわけ注目されるのが、組合の結成の自由と団体交渉という労働者の基本的権利である。

モハメド・アル・クサイビ駐米オマーン大使は「我が国は労働者の権利に関しては革新的なプロセスにある」「我が国は ILO の基準に合致した労働法作りを進めており、この問題で協議するために米国の貿易関係者が現在オマーンを訪問中である」と語り懸念は不要としている。またキャシー・ノヴェリ通商代表部代表補も「最近 FTA を結んだモロッコはそれによって労働法を世界でも一流のものに改正している」「率直に言って、これら 2 カ国と FTA を結ばないほうが良いとの理由が分らない」と述べ、むしろ事前に全てが整わなくても、FTA を締結することでむしろ労働法の改正が促進されるとの見方を示した。

2005 年 1 月 11 日にはワシントンで戦略国際問題研究センター（CSIA）の主催による経済・貿易改革に関するフォーラムが開かれ、駐米ヨルダン及び駐米エジプト大使がそれぞれ米国との FTA の締結を契機とした各種改革が国内経済にもたらす前向きな効果について言及している。例えば、エジプトの駐日大使を経験したこともあるナビール・ファハミ駐米大使は「我が国は年率 6～8%の経済成長を達成するために市場主義に基づく改革を行おうとしている」「エジプトの成長戦略の主要な柱は競争と自由貿易である」「我が国が米国との FTA に関心を抱いているのは、我が国の改革プロセスを活性化するためである」と語り、言わば FTA を外圧とした改革の促進の有用性を説いている。

第 4 節 GCC・中国、インドの自由貿易協定とエジプト・米国の貿易協定

1. 中国、インドとの FTA 交渉の現状

ファイサル・アル・ガイス在北京・GCC 大使（サウジ人）は 2004 年 12 月 8 日、中国日報に、「GCC と中国との第一回 FTA 締結交渉が 2005 年 1 月に恐らくリヤドで開始される」と述べ、現在は経済協力枠組み協定を結ぶに留まっている両者が、本格的な FTA 締結に向けた交渉を開始することを明らかにした。両者はまず財の交渉から開始し、関税削減・輸出入取引の簡素化で合意のうえ、その後、より複雑な係争解決問題や投資・サービス分野の協議へと段階的且つ実務的に進んで行く模様である。

GCC と中国の貿易量は 2003 年には 169 億ドルであったが、2004 年には 200 億ドル超へとさらに増加する見込みである。ちなみに、GCC にとって中国は米国、日本に次ぐ貿易相手国である。中国は ASEAN と結んだような FTA 協定を GCC と結びたいと考えている。なお、中国は現在ニュージーランドとも FTA 交渉を行っているほか、豪州、チリ、南アフリカとも交渉を進めている。

他方、2004 年 8 月に経済協力枠組み協定を結んだ GCC とインドも、11 月には FTA 締結に向けた第一回交渉を行っている。この交渉では両者の関税について踏みこんだ議論が行われた模様である。現在両者は FTA の存立可能性調査を行っており、2005 年にはインド商務省の一行が第 2 回交渉のためにリヤドを訪問する予定となっている。

両者の経済関係は、近年、インド側の石油・ガス輸入の増加や GCC 側における投資機会の増大、さらには湾岸の約 350 万人のインド人労働者の存在もあって拡大しつつある。因みに、インドの GCC 輸出額が年間約 70.2 億ドルであるのに対して、インドの GCC からの非石油輸入額も 32.5 億ドルに達している。インドの主な輸出品が宝石類、繊維製品、金属製造品、機械設備、鉄鋼品であるのに対して、インドの GCC からの輸入品は金、有機及び無機化学品、非鉄金属となっている。

2. イスラエル、米国と貿易協定を締結したエジプト

アラブの盟主を自認するエジプトが 2004 年 12 月 14 日、イスラエル、米国と貿易協定を結んだ。内容は、エジプトの首都カイロ、地中海沿いの第 2 の都市アレキサンドリア、そしてスエズ運河沿いのポートサイドの 3 ヶ所に、公認工業地帯 (Qualified Industrial Zone、QIZ) を設置し、エジプトの輸出品を無関税で米国に輸出するというものである。但し、厳密には付加価値額の 35% が同地帯内で付加され、また製品の 11.7% がイスラエルで製造されていなければならない。エジプトがイスラエルを介在させて米国と貿易協定を結んだことは、今後のアラブ・中東世界に、単に経済面のみならず、政治面にも少なからぬ影響を与えることになる。

この協定に、イスラエルのエフド・オルマート副首相及びエジプトのラシッド・ムハンマド・ラシッド外国貿易相と共に調印した米国のロバート・ゼーリック通商代表部代表は「イスラエル・エジプトの 20 年の関係の中で最も重要な協定である」と述べ、その意義を改めて強調している。今回の協定で「エジプトは雇用を手にし、イスラエルは中身の伴う平和を手にした」といわれているように、エジプトとしては先発組みのヨルダンのような短期での雇用創出効果に期待をかけている。ヨルダンがイスラエル、米国と結んだ QIZ では、1999 年から 2004 年までの 5 年間で 4 万人の雇用が生まれ、対米輸出額も 1999 年の 3100 万ドルが 2004 年には約 8 億ドルへと膨れ上がっている。

ちなみに、エジプトの繊維産業商業会議所のムハンマド・カシム副会頭は「新協定は締結後 12 ヶ月で 20 万人から 30 万人分の雇用を生み出そう」と語り、期待を膨らませている。また、エジプト既製服輸出協会のマグディ・トルバ事務局長も「エジプトの衣服類の対米輸出額は現行の 5.6 億ドルから、2005 年には少なくとも 10 億ドルへと急増しよう」と述べ、新たな市場の拡大に喜びを露にしている。但し、野党等は製品の一定比率がイスラエル製でなければならない点等を指摘し過剰な期待は禁物と批判している。